



PRESS RELEASE

報道関係者各位

令和7年4月4日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

大船渡市赤崎町林野火災による災害義援金の 受付に係る第3報について

【第2報からの変更事項をお知らせします（赤字で表記しております）】

変更事項 (1)：口座名義にフリガナを記載（下記「3.義援金の受付方法についての (2)」）

変更事項 (2)：現金書留による受入れの項目を記載（下記「3.義援金の受付方法についての (3)」）

記

令和7年2月26日からの岩手県大船渡市赤崎町地区を中心に発生した林野火災により、大船渡市に災害救助法が適用されました。

この火災により被災された方々を支援することを目的に、岩手県共同募金会において義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を行いますのでお知らせいたします。

本会、市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、本会にて取りまとめのうえ、岩手県共同募金会に送金いたします。

1. 義援金名称 大船渡市赤崎町林野火災による災害義援金

2. 受付期間 令和7年3月7日（金）から令和7年6月30日（月）まで

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	社会福祉法人 <small>フク)</small> 佐賀県共同募金会 <small>サガケンキョウドウボキンカイ</small>

※佐賀銀行の本店・支店すべての窓口に準備されている専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料となります。

○直接岩手県共同募金会へ送金を希望の場合

【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
岩手銀行	本店営業部	普通預金 2385503	フタ) イワテケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人岩手県共同募金会 オオフナトシアカサキチヨウリンヤカサイさいがいぎえんきん 大船渡市赤崎町林野火災災害義援金 カイチヨウ ナガヤマ ヒロシ 会長 長山 洋
ゆうちょ 銀行	00190-0-325716		イワテケンキョウボレイワナナネンオオフナトシアカサキチヨウ 岩手県共募令和7年大船渡市赤崎町 リンヤカサイサイガイギエンキン 林野火災災害義援金

※1 岩手銀行及びゆうちょ銀行の窓口からの送金手数料は無料扱いになります。
(ATMを除く)

※2 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

(3) 現金書留で送金される場合

募集期間内に、義援金を現金書留にて送付いただく場合、郵便料金が免除されます。

送付の際は、現金書留封筒に「救助用郵便」と明記してください。

送付先：社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手2F

4. 義援金の配分について

本会にお寄せいただいた義援金は、全額岩手県共同募金会へ送金し、関係団体等で構成される岩手県義援金配分委員会により配分基準等を決定の上、被災者へ配分される予定です。

5. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・岩手県共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただくと寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただき領収書を希望される場合、本会から受領証を発行し、岩手県共同募金会で発行する領収書が必要となります。本会または市町支会(社会福祉協議会)までご相談ください。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996